

供託書正本

大原裕貴 様

平成28年4月26日付けで申請のあった供託について、以下のとおり受け入れたことを証します。

供託番号	平成28年度金第36号
受理年月日	平成28年4月27日
受入年月日	平成28年4月28日
供託者	■■■■■ 大原裕貴
代表者(資格・氏名)	―――
又は代理人(住所・氏名)	
被供託者	芦屋市精道町7-6 芦屋市
法令条項	民法494条
供託の原因たる事実	供託者は被供託者より、平成28年4月分議員報酬として 金591,000円を受け取った。そのうち、金48,610円について は 受け取る理由が無いので被供託者に対し、返金の為、 平成28年4月20日に現実に提供したが、受領を拒否されたの で 供託する。 支払場所:被供託者住所 支払期日:定めなし
供託金額	48,610円
供託により消滅すべき	―――
質権又は抵当権	
反対給付の内容	―――
備考	―――

(注意事項)

供託書正本は再発行できません。

供託書正本を利用して、供託通知書を送付する場合には、

<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji67.html>をご参照の上、速やかに被供託者の方に送付してください。

神戸地方法務局西宮支局

供託官 ■■■■

供託書正本

大原裕貴 様

平成28年5月26日付けで申請のあった供託について、以下のとおり受け入れたことを証します。

供託番号	平成28年度金第73号
受理年月日	平成28年5月26日
受入年月日	平成28年6月1日
供託者	■■■■■ 大原裕貴
代表者(資格・氏名)	―――
又は代理人(住所・氏名)	
被供託者	芦屋市精道町7-6 芦屋市
法令条項	民法494条
供託の原因たる事実	供託者は被供託者より、平成28年5月分議員報酬として 金591,000円を受け取った。そのうち、金48,610円については 受け取る理由が無いので被供託者に対し、返金の為、 平成28年5月20日に現実に提供したが、受領を拒否されたの で 供託する。 支払場所:被供託者住所 支払期日:定めなし
供託金額	48,610円
供託により消滅すべき	―――
質権又は抵当権	
反対給付の内容	―――
備考	―――

(注意事項)

供託書正本は再発行できません。

供託書正本を利用して、供託通知書を送付する場合には、

<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji67.html>をご参照の上、速やかに被供託者の方に送付してください。

神戸地方法務局西宮支局

供託官 ■■■■

供託書正本

大原裕貴 様

平成28年6月27日付けで申請のあった供託について、以下のとおり受け入れたことを証します。

供託番号	平成28年度金第112号
受理年月日	平成28年6月28日
受入年月日	平成28年7月1日
供託者	大原裕貴
代表者(資格・氏名)	―――
又は代理人(住所・氏名)	
被供託者	芦屋市精道町7-6 芦屋市
法令条項	民法494条
供託の原因たる事実	供託者は被供託者より、平成28年6月分議員報酬として金591,000円を受け取った。そのうち、金48,610円については受け取る理由が無いので被供託者に対し、返金の為、平成28年6月20日に現実に提供したが、受領を拒否されたので供託する。 支払場所:被供託者住所 支払期日:定めなし
供託金額	48,610円
供託により消滅すべき	―――
質権又は抵当権	
反対給付の内容	―――
備考	―――

(注意事項)

供託書正本は再発行できません。

供託書正本を利用して、供託通知書を送付する場合には、

<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji67.html>をご参照の上、速やかに被供託者の方に送付してください。

神戸地方法務局西宮支局

供託官 [REDACTED]

供託書正本

大原 裕貴 様

平成28年8月22日付けで申請のあった供託について、以下のとおり受け入れたことを証します。

供託番号	平成28年度金第193号
受理年月日	平成28年8月23日
受入年月日	平成28年8月29日
供託者	■■■■■
代表者(資格・氏名)	大原裕貴
又は代理人(住所・氏名)	―――
被供託者	芦屋市精道町7-6
	芦屋市
法令条項	民法494条
供託の原因たる事実	供託者は被供託者より、平成28年6月期末手当として金1,436,130円を受け取った。そのうち、金117,220円については受け取る理由が無いので被供託者に対し、返金の為、平成28年6月30日に現実に提供したが、受領を拒否されたので供託する。
供託金額	支払場所:被供託者住所 支払期日:定めなし 117,220円
供託により消滅すべき	―――
質権又は抵当権	
反対給付の内容	―――
備考	―――

(注意事項)

供託書正本は再発行できません。

供託書正本を利用して、供託通知書を送付する場合には、

<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji67.html>をご参照の上、速やかに被供託者の方に送付してください。

神戸地方法務局西宮支局

供託官 ■■■■

供託書正本

大原 裕貴 様

平成28年7月26日付けで申請のあった供託について、以下のとおり受け入れたことを証します。

供託番号	平成28年度金第165号
受理年月日	平成28年7月26日
受入年月日	平成28年7月28日
供託者	■■■■■
代表者(資格・氏名)	大原裕貴
又は代理人(住所・氏名)	―――
被供託者	芦屋市精道町7-6
	芦屋市
法令条項	民法494条
供託の原因たる事実	供託者は被供託者より、平成28年7月分議員報酬として金591,000円を受け取った。そのうち、金48,610円については受け取る理由が無いので被供託者に対し、返金の為、平成28年7月20日に現実に提供したが、受領を拒否されたので供託する。
供託金額	支払場所:被供託者住所 支払期日:定めなし 48,610円
供託により消滅すべき	―――
質権又は抵当権	
反対給付の内容	―――
備考	―――

(注意事項)

供託書正本は再発行できません。

供託書正本を利用して、供託通知書を送付する場合には、

<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji67.html>をご参照の上、速やかに被供託者の方に送付してください。

神戸地方法務局西宮支局

供託官 ■■■■

供託書正本

大原 裕貴 様

平成28年8月22日付けで申請のあった供託について、以下のとおり受け入れたことを証します。

供託番号	平成28年度金第194号
受理年月日	平成28年8月23日
受入年月日	平成28年8月29日
供託者	■■■■■ 大原裕貴
代表者(資格・氏名)	―――
又は代理人(住所・氏名)	
被供託者	芦屋市精道町7-6 芦屋市
法令条項	民法494条
供託の原因たる事実	供託者は被供託者より、平成28年8月分議員報酬として金591,000円を受け取った。そのうち、金48,610円については受け取る理由が無いので被供託者に対し、返金の為、平成28年8月22日に現実に提供したが、受領を拒否されたので供託する。 支払場所:被供託者住所 支払期日:定めなし
供託金額	48,610円
供託により消滅すべき	―――
質権又は抵当権	
反対給付の内容	―――
備考	―――

(注意事項)

供託書正本は再発行できません。

供託書正本を利用して、供託通知書を送付する場合には、

<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji67.html>をご参照の上、速やかに被供託者の方に送付してください。

神戸地方法務局西宮支局

供託官 ■■■■

供託書正本

大原裕貴 様

平成28年9月26日付けで申請のあった供託について、以下のとおり受け入れたことを証します。

供託番号	平成28年度金第237号
受理年月日	平成28年9月27日
受入年月日	平成28年10月3日
供託者	■■■■■
代表者(資格・氏名)	大原裕貴
又は代理人(住所・氏名)	―――
被供託者	芦屋市精道町7-6
	芦屋市
法令条項	民法494条
供託の原因たる事実	供託者は被供託者より、平成28年9月分議員報酬として金591,000円を受け取った。そのうち、金48,610円については受け取る理由が無いので被供託者に対し、返金の為、平成28年9月20日に現実に提供したが、受領を拒否されたので供託する。
供託金額	支払場所:被供託者住所 支払期日:定めなし 48,610円
供託により消滅すべき	―――
質権又は抵当権	
反対給付の内容	―――
備考	―――

(注意事項)

供託書正本は再発行できません。

供託書正本を利用して、供託通知書を送付する場合には、

<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji67.html>をご参照の上、速やかに被供託者の方に送付してください。

神戸地方法務局西宮支局

供託官 ■■■■

供託書正本

大原裕貴 様

平成28年10月24日付けで申請のあった供託について、以下のとおり受け入れたことを証します。

供託番号	平成28年度金第294号
受理年月日	平成28年10月25日
受入年月日	平成28年10月30日
供託者	大原裕貴
代表者(資格・氏名)	―――
又は代理人(住所・氏名)	
被供託者	芦屋市精道町7-6 芦屋市
法令条項	民法494条
供託の原因たる事実	供託者は被供託者より、平成28年10月分議員報酬として金591,000円を受け取った。そのうち、金48,610円については受け取る理由が無いので被供託者に対し、返金の為、平成28年10月20日に現実に提供したが、受領を拒否されたので供託する。 支払場所:被供託者住所 支払期日:定めなし
供託金額	48,610円
供託により消滅すべき	―――
質権又は抵当権	
反対給付の内容	―――
備考	―――

(注意事項)

供託書正本は再発行できません。

供託書正本を利用して、供託通知書を送付する場合には、

<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji67.html>をご参照の上、速やかに被供託者の方に送付してください。

神戸地方法務局西宮支局

供託官

供託書正本

大原 裕貴 様

平成28年11月21日付けで申請のあった供託について、以下のとおり受け入れたことを証します。

供託番号	平成28年度金第329号
受理年月日	平成28年11月22日
受入年月日	平成28年11月24日
供託者	大原裕貴
代表者(資格・氏名)	―――
又は代理人(住所・氏名)	
被供託者	芦屋市精道町7-6 芦屋市
法令条項	民法494条
供託の原因たる事実	供託者は被供託者より、平成28年11月分議員報酬として金591,000円を受け取った。そのうち、金48,610円については受け取る理由が無いので被供託者に対し、返金の為、平成28年11月21日に現実に提供したが、受領を拒否されたので供託する。 支払場所:被供託者住所 支払期日:定めなし
供託金額	48,610円
供託により消滅すべき	―――
質権又は抵当権	
反対給付の内容	―――
備考	―――

(注意事項)

供託書正本は再発行できません。

供託書正本を利用して、供託通知書を送付する場合には、

<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji67.html>をご参照の上、速やかに被供託者の方に送付してください。

神戸地方法務局西宮支局

供託官

供託書正本

大原 裕貴 様

平成29年1月5日付けで申請のあった供託について、以下のとおり受け入れたことを証します。

供託番号	平成28年度金第413号
受理年月日	平成29年1月6日
受入年月日	平成29年1月13日
供託者	大原裕貴
代表者(資格・氏名)	―――
又は代理人(住所・氏名)	
被供託者	芦屋市精道町7-6 芦屋市
法令条項	民法494条
供託の原因たる事実	供託者は被供託者より、平成28年12月分議員報酬として金591,000円を受け取った。そのうち、金48,610円については受け取る理由が無いので被供託者に対し、返金の為、平成28年12月21日に現実に提供したが、受領を拒否されたので供託する。 支払場所:被供託者住所 支払期日:定めなし
供託金額	48,610円
供託により消滅すべき	―――
質権又は抵当権	
反対給付の内容	―――
備考	―――

(注意事項)

供託書正本は再発行できません。

供託書正本を利用して、供託通知書を送付する場合には、

<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji67.html>をご参照の上、速やかに被供託者の方に送付してください。

神戸地方法務局西宮支局

供託官

供託書正本

大原裕貴 様

平成29年1月23日付けで申請のあった供託について、以下のとおり受け入れたことを証します。

供託番号	平成28年度金第432号
受理年月日	平成29年1月24日
受入年月日	平成29年1月31日
供託者	大原裕貴
代表者(資格・氏名)	―――
又は代理人(住所・氏名)	
被供託者	芦屋市精道町7-6 芦屋市
法令条項	民法494条
供託の原因たる事実	供託者は被供託者より、平成29年1月分議員報酬として金591,000円を受け取った。そのうち、金48,610円については受け取る理由が無いので被供託者に対し、返金の為、平成29年1月23日に現実に提供したが、受領を拒否されたので供託する。 支払場所:被供託者住所 支払期日:定めなし
供託金額	48,610円
供託により消滅すべき	―――
質権又は抵当権	
反対給付の内容	―――
備考	―――

(注意事項)

供託書正本は再発行できません。

供託書正本を利用して、供託通知書を送付する場合には、

<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji67.html>をご参照の上、速やかに被供託者の方に送付してください。

神戸地方法務局西宮支局

供託官

供託書正本

大原裕貴 様

平成29年2月27日付けで申請のあった供託について、以下のとおり受け入れたことを証します。

供託番号	平成28年度金第472号
受理年月日	平成29年2月27日
受入年月日	平成29年2月28日
供託者	■■■■■
代表者(資格・氏名)	大原裕貴
又は代理人(住所・氏名)	―――
被供託者	芦屋市精道町7-6
	芦屋市
法令条項	民法494条
供託の原因たる事実	供託者は被供託者より、平成29年2月分議員報酬として金591,000円を受け取った。そのうち、金48,610円については受け取る理由が無いので被供託者に対し、返金の為、平成29年2月21日に現実に提供したが、受領を拒否されたので供託する。
供託金額	支払場所:被供託者住所 支払期日:定めなし 48,610円
供託により消滅すべき	―――
質権又は抵当権	
反対給付の内容	―――
備考	―――

(注意事項)

供託書正本は再発行できません。

供託書正本を利用して、供託通知書を送付する場合には、

<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji67.html>をご参照の上、速やかに被供託者の方に送付してください。

神戸地方法務局西宮支局

供託官 ■■■■

供託書正本

大原裕貴 様

平成29年3月21日付けで申請のあった供託について、以下のとおり受け入れたことを証します。

供託番号	平成28年度金第518号
受理年月日	平成29年3月21日
受入年月日	平成29年3月23日
供託者	■■■■■ 大原裕貴
代表者(資格・氏名)	―――
又は代理人(住所・氏名)	
被供託者	芦屋市精道町7-6 芦屋市
法令条項	民法494条
供託の原因たる事実	供託者は被供託者より、平成29年3月分議員報酬として金591,000円を受け取った。そのうち、金48,610円については受け取る理由が無いので被供託者に対し、返金の為、平成29年3月21日に現実に提供したが、受領を拒否されたので供託する。 支払場所:被供託者住所 支払期日:定めなし
供託金額	48,610円
供託により消滅すべき	―――
質権又は抵当権	
反対給付の内容	―――
備考	―――

(注意事項)

供託書正本は再発行できません。

供託書正本を利用して、供託通知書を送付する場合には、

<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji67.html>をご参照の上、速やかに被供託者の方に送付してください。

神戸地方法務局西宮支局

供託官 ■■■■